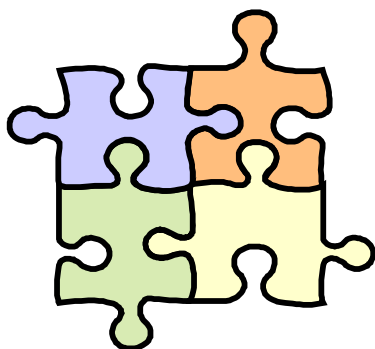


南アルプス市職員のための

協働のまちづくりガイドブック

(「協働のまちづくり基本方針」抜粋)



私はガイドブックを尊重し、南アルプス市における協働のまちづくりを積極的にすすめます。

所 属
氏 名

1 協働のまちづくりとは

(1)「協働」とは

近年使われるようになってきた言葉で、対等で平等な関係のもとに、共通の目的の実現を目指して、協力し、ともに働くことを言います。

特に、市民と行政との関係について使われることが多く、行政だけでは解決できない課題や、市民だけでは解決できない課題に対して、お互いに協力し補い合って解決へ向かっていく取り組みを指します。

(2)「協働のまちづくり」とは

市民が主体となり、ともに関わり合いながら行う地域づくりのことです。この言葉には、行政に任せきりにするのではなく、市民がそれぞれに、または市民と行政が力を合わせて、地域をより良くする活動を広げていこう、という意味が込められています。

また、市民が市政に積極的に参画していこう、という意味も込められています。

具体的な「協働のまちづくり」として、次の取り組みがあげられます。

- ・市民や市民活動団体による地域貢献活動
- ・市民活動団体への市役所からの支援
- ・市役所の事業への市民の参加
- ・市役所から市民団体への事業の委託

(3)「市民活動」とは

市民が主体となり、自発的に行う地域づくりや地域貢献活動のことで、さまざまな分野で広く行われることが「協働のまち

づくり」の基盤となります。すでに、さまざまなボランティア団体やNPO（非営利団体）などが、地域に貢献する活動を行っています。

また、地域の区や組のコミュニティ活動も、地域において必要な活動を市民が主体的に行っています。

本方針では、こうした市民による活動をすべて「市民活動」と表現し、市民活動を行うグループ・団体のすべてを、「市民活動団体」と呼びます。

2 協働を推進するための基本的な考え方

(1) 市民活動の拡大と自立化の促進

市民活動団体が企業や行政とともに、公益的な活動を行っていくためには、自立した組織としての信用や責任が求められることから、市はさまざまな発展段階にある市民活動に応じて支援し、自立化を促進することが必要です。

(2) 協働のさまざまな形態

協働を進めるための具体的な形態を示します。

情報交換

市民や市民活動団体と行政が、それぞれ所有する情報を相互に提供・交換することで、双方の事業のレベルアップにつながります。

実行委員会・協議会

市民と行政で構成した実行委員会や協議会が主体となって、事業の立案・評価などを行います。

研究会

市民と行政が対等の立場で政策を検討し提案します。

支援

市民活動に対して、技術支援・人事交流・人材育成・情報提供・公共施設の開放などを支援します。

補助金

市民が主体となって取り組む事業の中で、公益上必要と認められる事業に対し、行政が資金を補助します。

共催

市民と行政が共同で事業を企画・主催することで、それぞれのノウハウや資源を活かした事業が実施できます。

後援

市民が企画・主催する公益事業に行政が後援という形で名前を連ねることにより、社会的認知度を高めます。

業務委託

公共サービスの提供において、行政の業務を市民や市民活動団体に委託することにより、市民や市民活動団体のもつ専門性や機動性を生かし、公共サービスの効率的かつサービスの向上につなげることができます。

(3) 協働の進め方

市民活動団体と行政の協働は、受益者である市民にとり、それぞれが単独で事業を行なうよりも相乗効果が期待される仕組みづくりを進めなければなりません。円滑に協働を進めるためには、次の原則に基づくことが重要です。

1) 認識の共有

「何のために協働するのか（公共サービスの提供や社会的課題の解決など）」という目的や課題を共有して取り組むことで、目標が明確になり効果的な事業展開を図ることができます。

2) 自立性

公共を担う者としてそれぞれが自立し、お互いが事業分担や責任の所在を明確にしなが、協働を進めていく必要があります。

3) 対等の立場

市民活動団体と行政は、それぞれの特性や長所、短所を理解し、お互いがパートナーであるという関係を作り、協力する必要があります。

4) 役割分担

目的を共有した上で、お互いの組織の特性を活かしなが「どちらがより良いサービスを提供できるか」「どちらが担当した方が効率的か」などの観点で適切な役割分担を行うことで、より公益的な活動を図ることができます。

5) 情報公開

市民と行政の情報交換を十分に行うとともに、協働の取り組み内容や結果について積極的に情報公開し、透明性を確保しなくてはなりません。

6) 公平・公正

協働事業を実施する際には、参加基準を明確にするとともに、市民活動団体が公平に参加できるようにしなければなりません。

3 協働のまちづくり推進に向けて

協働のまちづくりを進めていくために必要な施策を示します。

(1) 基本的な方向性

1) 協働のまちづくりの推進体制をつくる

市役所内に協働推進の組織を設置する

市民と行政の協働を推進する環境を整備し、協働のまちづく

りを全庁的に推進するため、市役所内に「協働推進会議(仮称)」を設置します。この組織により、南アルプス市の協働推進の目標設定と行動計画を定めます。各部署等で取り組む協働事業の情報収集や協働事業間の連携・調整・方針の徹底を行うとともに、成果や検証についての情報を共有化し、各部署等の協働事業に反映していきます。

将来的には、協働を専門に取り扱い、市民向けの窓口となり、庁内の連絡・調整を行う部署の設置について検討していきます。

協働推進のための市民会議を設置する

市民が主体となって推進するために「市民会議(仮称)」を設置します。この市民会議は行政と連携し、協働のまちづくりのけん引役として期待されます。

また、協働推進のための行動計画策定に参画するとともに、策定後も事業計画の確実な実行や成果の検証などの役割を果たします。

協働の推進のための拠点を整える

情報発信や活動の拠点として「市民活動センター」があります。この施設の充実をはかるとともに、地域ごとのネットワークを可能にするため、公共施設再配置指針に基づき、地域の既存施設を利用した地区センター機能の整備を図ります。

また、これら施設の運営管理については、市民活動団体やNPOなど民間に委託する方向で検討します。

協働推進の専門員の育成と配置

協働を推進する専門知識を有し、市民や企業からの要請に応えコーディネートの役割を果たすことができる専門員を育成します。

2) 協働の考え方を広く知らせる

ハンドブックや広報紙の作成と配布

協働の考え方をわかりやすくまとめたハンドブックやマニュアルを作成し、市民や市職員に配布します。

また、広報紙やCATVを利用し、協働の取り組みを適切に周知します。

インターネットを利用した情報発信と双方向のやりとり

協働のまちづくりに関するホームページを立ち上げ、企画段階から積極的に市民に情報を提供していきます。

市民と行政とが情報を共有化し、その情報を活かし行動できることが重要です。そのために、市民と行政が共有できる仕組みを整備・充実し、双方向的に意見のやりとりができる仕組みを考えていきます。

「協働」の普及のためイベントの開催

市民が「協働」を知る機会として、イベントなどを企画・開催していきます。形式としては、セミナー、ワークショップ（参加型の模擬実習）などのほか、楽しみながら協働の考え方を知ることができるようなイベントも有効です。

市職員向け研修会の開催

市職員が協働に対する理解を深め、それぞれの部局において協働を進めることができるように、協働の考え方と具体的な事業の推進方法について研修会を実施します。また、具体的な事務手順を示したマニュアル等も作成します。

3) 市民活動をより活発にする施策

市民活動団体を支援する組織の立ち上げ

市民活動団体の組織運営に専門的な助言を与える組織を「中間支援組織」と言います。こうした中間支援組織があれ

ば、個々の活動団体の抱える課題の解決に役立ち、活動の活性化につながります。

市民の活動を活発にするためには、行政が支援を行って中間支援組織を立ち上げることが有効です。

市民活動団体のネットワーク化

南アルプス市で活動する数多くのボランティア団体やNPO団体の相互の連携を図ることで、それぞれの活動を発展させることができます。

また、活動拠点施設を利用する団体のネットワークを作ることで、利用者の意向をより反映した施設の運営が期待されます。

さまざまな市民の交流と参加機会の増加

協働のまちづくりの推進には、市民がそれぞれの立場でまちづくりに関わることができるような環境整備が必要です。

特に、本市は外国籍住民の比率が高いことから、外国籍住民が地域のまちづくりに参加できるような情報提供と交流拠点づくりが必要です。

経済的支援のための市民ファンドの検討

市民や企業の拠出する資金を「市民ファンド」として市民活動団体が活用できるような仕組みを検討します。

4) 協働事業を行いやすくする仕組みをつくる

協働事業の公募制度の導入

市の事業のうち、市民活動団体が事業への参画や受託ができるものについて、公募により協働する団体を選定できる制度の導入を研究します。

審査には、第三者機関を導入することが必要です。

協働事業の提案制度の導入

市の事業のうち、特定の事業以外は、市民活動団体や企業からの提案によって協働事業としてできる制度の導入を検討します。

協働事業として認められるためには、第三者機関により事業内容の適切さや達成能力の有無などを総合的に判断するものとします。

(2) 施策導入のための段階

1) 第1段階（準備から取り組みの開始）

市役所内の協働推進組織の立ち上げ

協働推進のための市民会議の立ち上げ

協働推進行動計画の策定

協働の考え方の普及のための情報発信・イベントの開催

協働の考え方の普及のための市職員研修の実施

2) 第2段階（推進の促進策）

協働推進行動計画に基づいた施策の実施

市民ファンドや協働事業の公募・提案制度の導入

専門員（コーディネーター）の育成

3) 第3段階（推進の充実強化）

市民活動推進条例（仮称）制度の研究

市民活動センターと地区センターのネットワーク化